



掲載記事一覧

- ①農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業の実施について
- ②第十一回特別弔慰金の請求期限について
- ③要介護認定者の所得税及び地方税の控除について
- ④総合振興計画審議会委員の募集について
- ⑤「隠岐の島町住生活基本計画（案）」パブリックコメントの募集について
- ⑥マイナンバーカードに関する休日窓口の開設について
- ⑦軽自動車関係手続の電子化について
- ⑧離島振興のための税制特例について

- ⑨隠岐航路旅客運賃助成事業の対象者確認がマイナンバーカードで行えます
- ⑩自衛官等の募集について
- ⑪オミクロン株対応新型コロナウイルス接種（集団接種）のお知らせ
- ⑫省エネルギー化・有機質肥料活用のための資機材整備緊急対策事業
- ⑬「第2次隠岐の島町空家等対策計画（案）」パブリックコメントの募集について

① 農業水利施設電気料金高騰緊急対策事業の実施について

電気料金の高騰による農業経営への影響緩和のため、農業水利施設に係る電気料金の一部を島根県が支援することになりました。

●補助内容

前年の電気料金から増加した価格上昇分について、50%以内を交付金として交付します。

対象経費

農業水利施設※に係る電気料金

・原則、農事用電力で、農事用でない場合は、家庭用などの多用途を含まず農業用水利単独であることが証明できることが必要。

補助額

・基本単価

農事用電力A（低圧）：7,374.04円/kwkw
農事用電力B（高圧）：7,374.04円/kwkw
・補助金額＝電力使用量×基準単価×1/2

対象期間

令和4年4月請求分から令和5年3月請求分まで

対象者

農業水利施設を管理する者

●必要書類

左記、全ての書類

- ①交付申請書
 - ②電気料金計算表
 - ③電気料金請求書（写）
 - ④該当施設位置図
 - ⑤該当施設写真
 - ⑥口座振替申出書
 - ⑦預金通帳（写）
 - ⑧高圧の電気工作物に関する年次点検結果（写）
 - ⑨農業水利施設の証明書
- ※契約電力が高圧、または農事用でない場合は⑧または⑨を追加。
締3月8日（水）まで

申問先

役場農林水産課農林水産施設係
2・8563

※農業水利施設

- ・揚水施設（取水ポンプ等）
- ・排水施設
- ・頭首工
- ・取水ゲート
- ・排水ゲート
- ・ため池

② 第十一回特別弔慰金の請求期限について

戦没者等のご遺族の皆様に対する第十一回特別弔慰金の請求期限は令和5年3月31日までです。

●支給内容／額面25万円、5年償還の記名国債

●請求期間／令和2年4月1日、令和5年3月31日

【※ご注意】請求は今年度末までです。期限を過ぎると第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりま

すのでお早めにお手続きください。

●請求窓口／隠岐の島町役場保健福祉課、各支所・出張所の窓口

●対象者／戦没者等の死亡当時のご遺族で、基準日（令和2年4月1日）において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、残されたご遺族のうち、次の順番による先順位者の方お一人に支給されます。

- ①戦傷病者戦没者遺族等援護法の弔慰金受給権者
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没者等との生計関係の有無等により順番が変わります）
- ④前記①から③以外の三親等内の親族（生計要件有）

問 役場保健福祉課地域福祉係
TEL 2・8561

③ 要介護認定者の所得税 及び地方税の控除につ いて

介護保険で、要介護状態と認定された方のうち、その状態によっては、所得税法及び地方税法上の障害者控除または、特別障害者控除を受けられる場合があります。

控除を受けるためには、「障害者控除対象者認定書」が必要ですので、印鑑をお持ちの上、下記の窓口で申請手続きをして下さい。代理申請も可能です。

●障害者控除対象者認定書とは

所得税や町県民税の申告をする際に、本人または、その扶養者が、障害者控除または、特別障害者控除を受けるために必要な書類です。

●対象者

①令和4年12月31日現在で要介護状態（要介護1～5）と認定されている方で、認知症または、常に就床し、複雑な介護を要する方。
②令和4年中に亡くなられ、要介護状態（要介護1～5）と認定されていた方で、認知症または、常に就床し、複雑な介護を要していた方。

※「すでに身体障害者手帳などで控除を受けている方」及び、「本人または扶養者が、非課税で申告

をする必要のない方」は、申請の必要はありません。

申問先

役場保健福祉課高齢者福祉係

2・4500	布施支所
7・4311	五箇支所
5・2211	都万支所
6・2311	

④ 総合振興計画審議会委員の募集について

隠岐の島町では、総合的なまちの発展の方向性を示す指針である、「第2次隠岐の島町総合振興計画」の実現に向け、具体的な事業内容とその年次計画を定めた「事業実施計画」を策定し、まちづくりを進めています。事業実施計画は、毎年度内部評価を行うとともに、外部評価により町民の皆様の意見・提言を取り入れ、次年度以降の事業改善に繋がる進行管理を行っております。

この度、その事業実施計画の外部評価及び、総合振興計画の推進に關し必要な審議をしていただく、「隠岐の島町総合振興計画審議会委員」につきまして、町民の皆様から委員を公募により募集します。町民の皆様と行政が一体となつたまちづくりを実現するための、大切な役割です。多数のご応募をお待ちしています。

●主に行っていたたく事

町が前年度行つた事業の実績、成果について評価を行い、次年度以降の方向性についてご意見、ご提言をいただきます。

第2次隠岐の島町総合振興計画の推進に關し、必要な審議をしていただきます。

（会議に出席頂いた場合、条例に基づき報酬と交通費を支給いたします。）

●公募する委員の数 2名

応募者多数の場合は、選考委員会にて選考いたします。

●委員の任期

委嘱の日から2年間

●応募の資格

①本町に1年以上居住している満20歳以上の町民の方

②行政機関の職員（本町の職員を含む）又は本町議会議員でない方

●応募締切り

令和5年2月10日（金）まで

※当日必着

●応募方法

募集期間内に、募集申込書1部を町地域振興課に持参またはファクシミリ、郵送（メール可）により提出して下さい。

※申込書は隠岐の島町ホームページよりダウンロード頂くか、役場地域振興課、各支所・出張所にて準備しています。

問 役場地域振興課 政策企画係

TEL 2・8570

FAX 2・6005

⑤ 「隠岐の島町住生活基本計画（案）」パブリックコメントの募集について

町では、住生活基本法に基づき、平成26年に隠岐の島町住宅マスタープラン（10カ年計画）を策定し、今年度更新を予定しています。

この度、隠岐の島町住生活基本計画（案）を公表し、パブリックコメントを募集致しますので、ご意見をお聞かせください。

●募集期間

1月16日（月）～
2月17日（金）まで

●閲覧場所

・役場建設課
・各支所、出張所窓口
・隠岐の島町図書館

●提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メールで受付いたします。

●提出様式

閲覧場所にて配布又は役場ホームページからダウンロードできます。

●公表

提出いただいたご意見に対する町の見解について、氏名などの個人情報を除き、概要をホームページや各閲覧場所でご公表いたします。

なお、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

問 役場建設課 管理住宅係

TEL 2・8564

FAX 2・3302

記号の 説明

時＝日時

所＝場所

対＝対象・定員

申＝申し込み

内＝内容

問＝問い合わせ

¥＝費用・参加費

締＝締め切り

出＝出演・講師・指導

他＝その他

持＝持ち物

⑥ マイナンバーカードに関する休日窓口の開設について

町では、1月及び2月に休日窓口を開設します。平日のお手続が難しい方はぜひご利用ください。

マイナポイント事業の対象となるマイナンバーカードの申請期限が再度延長され、令和5年2月末までとなりました。11月から12月にかけて送付された申請書のQRコードからスマートフォンで申請することも可能です。マイナポイントの申込は令和5年2月末までですが、期限の延長を予定しています。

マイナポイント事業については左記のQRコードをご確認ください。



※休日窓口ではマイナンバー関連以外の手続は出来ませんのでご注意ください。

時 1月15日（日）

2月12日（日）

午前9時から正午まで、

午後1時から午後5時まで

1月29日（日）

午前10時から正午まで、

午後1時から午後5時まで
所 役場本庁町民課窓口
● 受付業務

【マイナンバーカード関係】

- ・申請・受取・更新
- ・電子証明書の更新
- ・暗証番号の変更及び再設定
- ・用意するもの▽

- ・申請・本人確認書類
- ・受取・交付通知書をご確認ください
- ・更新・マイナンバーカード及び各種暗証番号

※各種手続は原則、ご本人様にお越しいただく必要があります。

【マイナポイント関係】

- ・マイナポイントの申込
- ・健康保険証利用の申込
- ・公金受取口座の登録
- ・用意するもの▽

- ・マイナンバーカード
- ・暗証番号（数字4桁）
- ・本人名義の口座番号
- ・本人名義のキャッシュレス決済サービス（15歳未満の場合は法定代理人名義のもの）

その他の必要書類など詳しくは左記までお問い合わせいただくか、隠岐の島町ホームページをご覧ください。

問 役場町民課戸籍住民係

TEL 2・8560

⑦ 軽自動車関係手続の電子化について

① 軽JNKS（ジェンクス）

軽自動車納付確認システム（軽JNKS）は、軽自動車税の車両ごとの納付状況を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムです。

これにより、令和5年1月から、軽自動車の車検の際に、「軽自動車税（種別割）納税証明書」の提示が原則不要となります。

なお、二輪の小型自動車は、このシステムの対象外ですので、継続検査時には納税証明書の提示が必要です。

● 注意事項

次の場合は、納税証明書が必要になることがあります。

- ・納付直後で、軽JNKSに納付状況が反映されていない場合
- ・中古車の購入や名義変更の直後の場合
- ・他の市区町村に引っ越しをした場合
- ・過去の軽自動車税（種別割）に未納がある場合
- ・納付後、すぐに車検を受ける場合

② 軽自動車OSS（オーエスエス）

令和5年1月から、新車購入時の軽自動車保有関係手続（申請・

申告・納付）を、パソコンからインターネットで一括して行うことが出来るようになります。

※OSSは「ワンストップサービス」の略称

● 注意事項

- ・対象になるのは、新車購入時の手続のみです。
- ・二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車は対象外です。
- ・スマートフォン、タブレットからの利用はできません。

軽JNKS・軽自動車OSSに関する詳細は、地方税共同機構のホームページをご確認ください。

問 役場税務課住民税係

TEL 2・8574



記号の
説明

時＝日時

所＝場所

対＝対象・定員

申＝申し込み

内＝内容

問＝問い合わせ

¥＝費用・参加費

締＝締め切り

出＝出演・講師・指導

他＝その他

持＝持ち物

8 離島振興のための税制
特例について

離島税制とは、離島地域の事業者の積極的な設備投資を応援する税制優遇措置です。

離島税制を活用することで、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等の事業者は、機械・装置、建物・付属設備及び構築物の取得、建設、改修などを行う場合に、5年間の割増償却（国税（法人税・所得税）の優遇措置）が適用されるほか、固定資産税などの地方税の優遇を受けられる場合があります。

次の内容により5年間の割増償却を行うことができますので、制度適用を希望される場合は、申告前に手続きをお願いします。

- 対象地域
隠岐の島町全域
- 対象業種・事業・限度額など
下表のとおり
- 割増償却期間 5年間
- 手続き方法

離島税制を活用される場合は、税務申告に隠岐の島町が定める「隠岐の島町における産業の振興に関する計画」に適合する設備投資であることの確認書を添付する必要があります。

確認書の交付については、「確認

申請書」を隠岐の島町ホームページからダウンロードするか、役場地域振興課までお問合せ下さい。

- 提出書類・提出先
・確認申請書
- ・設備の取得等をした場所、時期を確認できるもの（地図・写真、納品書など）
- ・業種及び資本金が確認できるもの（会社・法人の登記事項証明書などの写し）
- ・設備の取得価額が確認できる領収書等の写し
- 提出先

役場地域振興課政策企画係

●地方税について

対象業種は、地方税の軽減が受けられる場合がありますので、各担当までお問い合わせください。

- ・固定資産税
役場税務課 固定資産税係
2・8574
- ・事業税
東部県民センター 法人課税課
0852・32・5621
- ・不動産取得税
東部県民センター 不動産課税課
0852・32・5616

問 役場地域振興課 政策企画係
TEL 2・8570

対象業種	資本金の規模	取得価額の要件	割増償却の償却限度額
製造業 旅館業	5,000 万円以下	500 万円以上	機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・付属設備、構築物 普通償却限度額の 48%
	5,000 万円超 1 億円以下	1,000 万円以上 (新增設による取得に限る)	
	1 億円超	2,000 万円以上 (新增設による取得に限る)	
農林水産物販売業 情報サービス業等	5,000 万円以下	500 万円以上	
	5,000 万円超	500 万円以上 (新增設による取得に限る)	

9 隠岐航路旅客運賃助成
事業の対象者確認がマ
イナンバーカードで行
えます

令和5年4月1日（土）より、隠岐の島町航路旅客運賃助成事業の対象者確認方法をマイナンバーカードでも可能といたします。乗船券購入時に隠岐汽船窓口にマイナンバーカードを提示してください。

※マイナンバーカードをお持ちでない方は従来どおり隠岐航路・航空路旅客運賃助成事業対象者証明書（離島割引カード）の提示をお願いします。

※航空路はマイナンバーカードでの対応はしておりません。従来どおり隠岐航路・航空路旅客運賃助成事業対象者証明書（離島割引カード）の提示をお願いします。

※準住民カードをお持ちの方は従来どおり隠岐航路運賃助成対象者（準住民）証明書の提示をお願いします。

問 役場地域振興課定住推進係
TEL 2・8570

町島の岐隠 お知らせ便 365号

令和5年
1月12日発行

別冊

10 自衛官等の募集について

自衛隊では、次のとおり幹部候補生等を募集します。

【予備自衛官補（一般・技能）】

●応募資格

《一般》

日本国籍を有し、18歳以上34歳未満の者（令和5年7月1日現在）

《技能》

日本国籍を有し、18歳以上で、保有する技能に応じ、53歳から55歳未満の者（令和5年7月1日現在）※その他にも経験年数等の資格要件があります。

●応募期間

1月10日（火）～4月6日（木）まで

●試験期日

《筆記試験・適性検査》

4月15日（土）（ウェブ試験方式）

《口述試験・身体検査》

4月16日（日）

●試験種目

筆記試験、口述試験、口述試験、適性検査、身体検査

●試験会場

《一般》

（筆記試験・適性検査）

受付時にお知らせします。

（口述試験・身体検査）

陸上自衛隊出雲駐屯地

《技能》

全国の主要都市で実施します。

【一般幹部候補生（第1回）】

●応募資格

日本国籍を有し、令和6年4月1日現在、22歳以上26歳未満の者

※大卒（見込含）であれば20歳以上22歳未満の者、修士課程修了者等（見込含）であれば28歳未満の者も応募可

●応募期間

3月1日（水）～4月14日（金）まで

●試験期日

4月22日（土）・23日（日）

※23日（日）は、飛行要員希望者のみ

●試験種目

（二次）筆記試験

●試験会場

（二次）受付時にお知らせします。

【一般曹候補生（第1回）】

●応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の

1日現在、18歳以上33歳未満の者

●応募期間

3月1日（水）～5月9日（火）まで

●試験期日

（二次）5月19日（金）～28日（日）

のうち指定する1日

●試験種目

（二次）筆記試験及び適性検査

●試験会場

（二次）受付時にお知らせします。

【技術海上幹部・航空幹部】

●応募資格

日本国籍を有し、学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、次の部門（海上自衛隊（情報通信、語学、技術情報分析、人口知能、心理、薬剤、施設）、航空自衛隊（宇宙、宇宙（情報）、気象、情報通信、衛星（看護）、技術）を専攻し、令和5年4月1日現在、大学卒業後の必要な経過年数を有する者。

※経過年数は自衛隊島根地方協力本部へお問い合わせください。

●応募期間

3月1日（水）～5月19日（金）まで

●試験期日

6月19日（月）

●試験種目

筆記試験、口述試験及び身体検査

※実技試験は、一部の資格のみ

●試験会場

受付時にお知らせします。

※試験期日、会場については追加・変更・中止等される場合があります。

詳しくは、自衛隊島根地方協力本部までお問い合わせください。

問 自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134番10号

TEL 0852・21・0015

●試験会場

受付時にお知らせします。

【技術海曹・技術空曹】

●応募資格

日本国籍を有し、令和5年4月1日現在、20歳以上で、令和5年7月1日までに資格・免許等（氣象予報士・第2種電氣主任技術者・第3種電氣主任技術者他）を有する者

※資格・免許等は、昨年度参考

●応募期間

3月1日（水）～5月19日（金）まで

●試験期日

6月16日（金）

●試験種目

筆記試験、口述試験、身体検査及び実技試験

※実技試験は、一部の資格のみ

●試験会場

受付時にお知らせします。

※試験期日、会場については追加・変更・中止等される場合があります。

詳しくは、自衛隊島根地方協力本部までお問い合わせください。

問 自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134番10号

TEL 0852・21・0015

⑪オミクロン株対応新型コロナウイルス接種（集団接種）のお知らせ

令和4年10月以降、オミクロン株対応新型コロナワクチン接種を実施しておりますが、2月末に集団接種を下記日程のとおり実施します。接種を希望する方は、お早目に予約をお願いします。

1. 予約開始 令和5年1月26日（木） 8：30～

※予約は接種日の3日前まで可能

2. 予約方法 いずれの方法も10月に送付済みの接種済証（黄色紙）に記載の接種券番号が必要です

LINEでの予約



24時間
対応

隠岐の島町公式
LINE（左記QR
コード）を読み取
り、「友だち追加」
をしてから予約サ
イトに入り、必要
事項を入力してく
ださい。

webでの予約



24時間
対応

左記のQRコー
ド、または隠岐の
島町HPから予約
サイトに入り、必
要事項を入力して
ください。

電話での予約

コロナワクチン相談窓口

2 - 5 6 7 0

平日（祝祭日除く）

8：30～17：00

*接種済証をお手元に置いて
電話をかけてください。

*電話番号を間違えないよう
お願いします。

*予約日時の通知はしませんので、必ずご自分で記録し、保管しておいてください。

接種済証（黄色紙）の右上に予約日時を記録できますのでご利用ください。

*通信料、通話料は個人負担ですのでご了承ください。

*予約枠は人数に限りがあります。接種を希望される方は、予約開始後お早目に予約をお願いします。

3. 対象 初回接種（2回目まで）が終了している12歳以上の方で、 前回接種から3か月以上経過している方

*オミクロン株対応ワクチンは、1回のみの接種です。

令和4年10月以降に既に接種をした方は、対象にはなりません。

4. 接種日程

【集団接種会場】

ワクチン：ファイザー社製

接種会場	接種期間（接種日）	対象者
町民ホール	2月25日（土）	12歳以上の方
	2月26日（日）	12歳以上の方

※上記接種日にどうしてもご都合がつかない方は、役場保健福祉課（TEL2-8562）へご相談ください。

記号の 説明 時＝日時 所＝場所 対＝対象・定員 申＝申し込み 内＝内容 問＝問い合わせ
¥＝費用・参加費 縮＝締め切り 出＝出演・講師・指導 他＝その他 持＝持ち物

5. 予約の変更・キャンセル

接種日の3日前まで

- ・電話ならびに web・LINE の予約システムで変更、キャンセルができます。
- ・web 予約システムでの変更は、右上のマイページからキャンセルを行い、改めて予約を取り直してください。

上記の期間を過ぎた場合

- ・電話のみ対応しております。(TEL 2 - 5670)

当日のキャンセル

- ・町民ホールで接種の方は、2 - 5670 へご連絡してください。

ワクチン廃棄を
防ぐため 必ずご連絡を
お願いします。



6. 当日持っていくもの

- ボールペンで記入済みの予診票（白色紙）
- 予防接種済証（黄色紙）
- 身分証明証（健康保険証、マイナンバーカード等）

7. 当日の注意事項

- 16 歳未満の方の接種は、保護者の同伴と予診票に保護者署名が必要です。
- マスクを着用し、必ず体温測定をし、発熱等の体調不良がないことをご確認の上、お越しください。
- 重いアレルギー症状（アナフィラキシー等）を起こしたことがある方は、事前にかかりつけ医に相談の上、接種のご判断をしてください。

8. 接種済証や予診票等の再発行について

接種済証や接種券付き予診票は、10 月下旬に対象となる方に送付しております。
紛失等された方は、再発行しますので、役場保健福祉課窓口までお越しください。
なお、発行までには時間がかかることがありますので、接種日に間に合うよう余裕を持って手続きをお願いします。
また、接種対象の方で、予診票等の書類がお手元に届いていない方は、お早目に役場保健福祉課（TEL2 - 8562）まで連絡をお願い致します。

【ワクチン接種に関する相談・お問い合わせ先】

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2 隠岐の島町役場 保健福祉課内

コロナワクチン相談窓口 電話 2 - 5 6 7 0

平日（祝祭日除く） 8：30 ～ 17：00

記号の 説明	時＝日時	所＝場所	対＝対象・定員	申＝申し込み	内＝内容	問＝問い合わせ
	¥＝費用・参加費	縮＝締め切り	出＝出演・講師・指導	他＝その他	持＝持ち物	

⑫ 省エネルギー化・有機質肥料活用のための資機材整備緊急対策事業

原油価格や物価の高騰が多く、農業者の経営に深刻な影響を及ぼしていることから、農業者の経営の継続に向けた支援が急務となっています。

そこで、本事業では、原油価格・物価高騰による影響を受けつつも経営を継続している農業者が、生産を回復し、今後も経営を継続できる環境を整えるために必要な機械・設備等の導入を支援します。

1. 事業内容

農業者の経営継続のために必要な施設（パイプハウス）の省エネルギー化、肥料コスト低減に資する以下の機械・設備等の導入を支援します。

（一）省エネルギー化推進事業

ア、省エネハウス資材（上限総事業費…316万円／10a）

イ、ヒートポンプ（…160万円／10a）

ウ、保温性向上ビニール資材（…30万円／10a）

エ、自動谷換気装置（…65万円／10a）

オ、自動サイド換気装置（…45万円／10a）

カ、二重被覆資材（…176万円／

10a）
キ、LED照明資材（…60万円／10a）

（二）肥料コスト低減推進事業

ク、マニユアスプレッダー（上限総事業費…400万円／1件）

ケ、ブロードキャスター（…100万円／1件）

コ、バケットローダー（…800万円／1件）

2. 事業実施主体

農業者、又は、農業者の組織する団体。

なお、農業者とは、経営耕地面積が30a以上、又は1年間における農産物販売金額が50万円以上の農業を行う者。

3. 補助率

総事業費の1／2。ただし、1件当たりの総事業費の下限は30万円とする。

4. 補助要件

●機械・設備等の導入は単純更新ではないこと。

●2のクからコの機械が導入できるのはコントラクター等とする。

5. 申請締め切りとお問い合わせ

●電子申請の場合

令和5年1月27日17時まで

「お問い合わせ」

島根県農林水産部産地支援課
0852・2215283

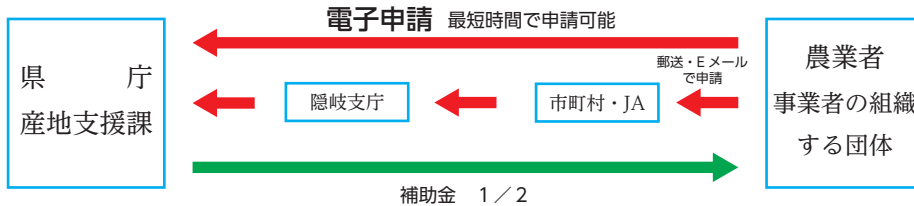
●郵送、Eメールの場合

令和5年1月23日まで
「お問い合わせ」

隠岐支庁農林水産局農業振興課
2・9640

Eメールアドレス
okinorin@pref.shimane.lg.jp

【事業の流れ】



⑬ 「第2次隠岐の島町空家等対策計画（案）」パブリックコメントの募集について

町では、空家特措法に基づき、平成30年に空家等対策計画（5カ年計画）を策定し、今年度更新を予定しています。

この度、第2次隠岐の島町空家等対策計画（案）を公表し、パブリックコメントを募集いたしますので、ご意見をお聞かせください。

●募集期間

1月12日（木）～
2月13日（月）まで

●閲覧場所

・役場建設課
・各支所、出張所窓口
・隠岐の島町図書館

●提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メールで受付いたします。

●提出様式

閲覧場所にて配布又は役場ホームページからダウンロードできます。

●公表
提出いただいたご意見に対する町の見解について、氏名などの個人情報を除き、概要をホームページや各閲覧場所でご覧いただけます。

なお、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

問 役場建設課 管理住宅係

TEL 2・8564

FAX 2・3302